

四半期報告書

(第105期第3四半期)

コニカミノルタホールディングス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【四半期連結財務諸表】	28
2 【その他】	45
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	46

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第105期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 コニカミノルタホールディングス株式会社

【英訳名】 KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長 太田 義勝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 東京03(6250)2080

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 比留田 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 東京03(6250)2080

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 比留田 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第105期 第3四半期連結 累計期間	第105期 第3四半期連結 会計期間	第104期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	746,632	213,661	1,071,568
経常利益 (百万円)	54,088	6,210	104,227
四半期(当期)純利益 (△は四半期純損失) (百万円)	27,348	△1,931	68,829
純資産額 (百万円)	—	425,164	418,310
総資産額 (百万円)	—	915,847	970,538
1株当たり純資産額 (円)	—	799.82	786.20
1株当たり四半期 (当期)純利益 (△は四半期純損失) (円)	51.55	△3.64	129.71
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	48.61	—	122.44
自己資本比率 (%)	—	46.3	43.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	82,590	—	123,014
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△76,187	—	△76,815
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△18,286	—	△10,545
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	101,829	122,187
従業員数 (名)	—	38,310	31,717

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第105期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	38,310
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	180
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
情報機器事業	76,924
オート事業	40,066
メディカル&グラフィック事業	18,745
計測機器事業	1,231
その他事業	1,661
合計	138,630

- (注) 1 金額は、売価換算値で表示しております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループ（当社及び連結子会社）は見込み生産を主としておりますので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

販売状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」において各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

	当第3四半期 連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
	百万円
売上高	213,661
売上総利益	103,772
営業利益	14,714
経常利益	6,210
税金等調整前四半期純利益	751
四半期純損失(△)	△1,931
	円
1株当たり四半期純損失(△)	△3.64
	百万円
設備投資額	16,001
減価償却費	17,791
研究開発費	20,824
	円
為替レート	
USドル	96.32
ユーロ	126.74

当第3四半期連結会計期間は、サブプライム問題に端を発した金融市場の混乱が今や世界同時不況へと連鎖し、企業の設備投資抑制や個人消費の冷え込みが長期化するとともに、USドルやユーロなどに対して円高が急激な勢いで進行するなど、当社グループを取り巻く事業環境悪化の傾向が一層顕著となりました。このような状況の中、情報機器事業では、金融危機を契機とした景気悪化が長引く米国市場に加え、欧州や日本、その他市場も含め世界的に景気減速が拡大し、特に日米欧の先進国市場では企業の設備投資抑制や信用収縮の影響を受け、当社の主力製品であるMFP（デジタル複合機）の新規設置台数が伸び悩みました。海外販売比率の高い同事業にとっては、大幅な円高も大きな減収要因となりました。一方、オプト事業は、第2四半期連結累計期間まで好調に推移したTACフィルム（液晶偏光板用保護フィルム）やBD（ブルーレイディスク）用ピックアップレンズ、パソコンなどの記録装置用ガラス製ハードディスク基板といった当社の戦略製品の販売が、当第3四半期連結会計期間に入ってデジタル家電業界における急速な減産調整の影響を大きく受けました。また、メディカル&グラフィック事業は、デジタル化の一層の進行によってフィルム製品に対する需要縮小が国内外市場で加速しました。これらの結果、当社グループの当第3四半期連結会計期間における売上高は213,661百万円となりました。なお、為替換算影響による売上高減少は約317億円となっております。

売上総利益につきましては、販売数量の減少や販売価格の下落などの影響に対して全社的に経費削減及びコストダウンの取り組みを強化しましたが、本年度よりグループの会計方針の整備に伴い情報機器事業の一部販売会社でのサービス費用を販売費及び一般管理費から売上原価に計上変更したこと、棚卸資産の評価に関する会計基準の適用によりたな卸資産廃棄損を営業外費用から売上原価に計上変更したこと、及び税制改正に伴う減価償却費の増加などの影響約92億円（利益率が4.3ポイントの悪化）もあり、103,772百万円（売上総利益率は48.6%）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、緊急的な取り組みとして選択と集中を徹底して経費削減に努めたことやサービス費用の売上原価への計上変更による減少もあり、89,057百万円となりました。これらの結果、営業利益は14,714百万円（営業利益率は6.9%）となりました。

営業外損益では、急激に進行した円高の影響により為替差損が7,069百万円発生したこともあり、8,503百万円の損失超過となった結果、経常利益は6,210百万円となりました。

特別損益では、株式相場急落の影響による投資有価証券評価損3,858百万円や事業構造改善費用1,120百万円などの計上により5,458百万円の損失超過となった結果、税金等調整前四半期純利益は751百万円となり、法人税等の計上が2,683百万円あったことにより、四半期損益としては1,931百万円の純損失となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間におけるUSドル及びユーロの平均為替レートは、それぞれ96.32円及び126.74円と大幅な円高となりました。

主な事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりです。

<情報機器事業：MFP(デジタル複合機)、プリンタなど>

(事業担当：コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社)

当事業では、成長が見込まれる事業領域や市場に経営資源を集中して事業拡大を図り、その中でトップポジションの地位の確立を目指す「ジャンルトップ戦略」に沿って、一般オフィス用カラーMFP及び企業内印刷や商業印刷などのプロダクションプリント用高速MFPの販売に注力しました。

MFP分野では、一般オフィス用カラーMFPにつきましては、前年度に中低速機から高速機までラインアップを一新した「bizhub(ビズハブ)」シリーズに昨年8月より加わった戦略商品「bizhub C200」により、中低速領域での商品競争力の一層の強化を図り、当社が強い販売基盤をもつ欧州市場や需要拡大が見込まれる新興国市場を中心にカラーMFPの販売拡大に努め、ほぼ前年同期間並みの販売台数を維持しました。モノクロMFPにつきましては、昨年5月より販売開始した「bizhub 501・421・361」の3機種に加え、更に12月に「bizhub 751・601」の2機種の販売を開始し、中高速領域に重点をおいた商品競争力の強化に努めました。

プロダクションプリント用高速MFPにつきましては、昨年8月から販売開始した、画質安定性や堅牢性を大幅に向上させた高速カラーMFPの新製品「bizhub PRO(ビズハブ プロ) C6501・C5501」などにより、欧米市場を中心とした販売強化に取り組みました。更に、昨年4月に締結したOce N.V.社との戦略的業務提携にもとづいて「bizhub PRO 2500P・2000P・1600P」の超高速モノクロ印刷システム3機種の発売を11月から開始し、当市場における当社事業領域の拡大に取り組みました。

プリンタ分野では、プリントボリュームが見込まれる一般オフィスへの販売に重点をおき、昨年6月にはタンデム方式の高速カラープリンタ「bizhub C31P/magicolor(マジカラー) 5650EN」、更に8月にはプリント/スキャン/コピー/ファックスのオールインワン型カラープリンタ「bizhub C20/magicolor 4690MF」を発売するなど付加価値の高い新製品の販売強化に努めました。

当第3四半期連結会計期間においては、米国市場では長引く金融不安の影響を受けて新規リース契約に対する与信審査が厳格化するなど厳しい状況が続くとともに、同様の傾向は欧州や日本など他市場へも順次拡大し、加えて、世界的な景気減速の中での企業の設備投資に対するマインドの冷え込みもあり、これらMFP製品の新規販売は全般に弱含みで推移しました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間における当事業の外部売上高は142,462百万円となりましたが、USドル及びユーロに対する大幅な円高などによる減収影響が約285億円ありました。営業利益は、為替の円高影響や会計制度の変更による影響に加えて、欧米市場の市況悪化に伴う価格下落及び新規連結などに関わる費用増もあり、15,385百万円となりました。

<オプト事業：光学デバイス、電子材料など>

(事業担当：コニカミノルタオプト株式会社)

ディスプレイ部材分野では、昨年初めから投入した大型液晶テレビ用VA-TACフィルム(視野角拡大フィルム)の第3世代新製品に対して顧客から高い評価をいただき、第2四半期連結累計期間まで韓国・台湾のメーカー向けを中心に販売シェアを大きく拡大しましたが、当第3四半期連結会計期間に入ってメーカー各社の急激な減産調整の影響を受け、販売数量は減少しました。

メモリー分野では、当社が圧倒的市場ポジションを持つBD用ピックアップレンズは、新世代DVDの規格統一によって本格的な需要拡大が期待されましたが、世界的な景気悪化の影響により当第3四半期連結会計期間に入って需要は急減速し、販売数量は減少しました。一方、ガラス製ハードディスク基板は、パソコン市場を低価格ノートパソコンが牽引し、ほぼ前年同期間並みの販売数量は確保しましたが、ここでも昨年11月以降メーカー各社における調整が始まり、販売は減速しました。

画像入出力コンポーネント分野では、コンパクトデジタルカメラ用ズームレンズは、メーカー各社の生産調整の影響により販売は低迷しました。一方、カメラ付携帯電話向けのマイクロカメラモジュールやレンズユニットは、第2四半期累計期間までは国内外向けに堅調に推移しましたが、これも当第3四半期連結会計期間に入って世界的な景気悪化の影響により販売数量は大きく減少しました。

このように、当第3四半期連結会計期間においては、第2四半期連結累計期間の好業績を牽引したTACフィルムやBD用ピックアップレンズなど当事業の主力製品が、いずれもメーカー各社の急激な減産調整の影響を受け、収益状況を悪化させました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間における当事業の外部売上高は37,072百万円となりました。一方、液晶関連部材製造設備に対する税制改正及び昨年6月に竣工したTACフィルムの第6工場など生産設備投資に伴う減価償却費の増加に加えて、急激な販売減少の影響により、営業利益は469百万円となりました。

＜メディカル&グラフィック事業：医療用製品、印刷用製品など＞

(事業担当：コニカミノルタエムジー株式会社)

医療・ヘルスケア分野では、デジタルX線画像入力機器の販売強化に取り組みました。診療所など小規模な医療施設におけるIT化ニーズに対応した小型CR (Computed Radiography) 機「REGIUS (レジウス) MODEL 110」及び周辺システム「REGIUS Unitea (ユニティア)」の販売拡大に国内外市場で注力しました。また、病院向けには高画質DR (Digital Radiography) 機「PLAUDR (プラウディア)」シリーズを昨年10月から販売開始し、デジタル画像診断領域における当社商品ラインの拡充に努めました。国内市場では、医用画像ネットワーク機器「NEOVISTA (ネオビスタ) I-PACS」シリーズの販売が堅調に推移しました。

印刷分野では、オンデマンド印刷システム「Pagemaster Pro (ページマスタープロ) 6500」やデジタル色校正機「Digital Konsensus Pro (デジコンプロ)」などデジタル機器の販売拡大に取り組みました。しかしながら、景気悪化に伴う国内外市場での設備投資抑制の影響により、販売は伸び悩みました。

両分野ともに、フィルム製品の大幅な需要縮小の影響に加え円高が急速に進行したことにより、当第3四半期連結会計期間における当事業の外部売上高は28,397百万円となりました。また、営業利益は1,313百万円となりました。

＜計測機器事業：産業用計測機器、医用計測機器、三次元計測機器など＞

(事業担当：コニカミノルタセンシング株式会社)

当事業では、当社独自の光計測技術を活用して、産業用の色彩計・色彩輝度計・三次元形状測定器、及び医療用のパルスオキシメータ・黄疸計などの計測機器を国内外のお客様に提供しております。

色計測分野では、自動車や電機、食品などの生産工程において品質管理に用いられる分光測色計「CM-700」や高精度ハイビジョンディスプレイなど光源色を計測する分光放射輝度計「CS-2000A」、三次元計測分野では、各種部品や金型の開発・製造など工業用途に用いられる三次元デジタイザ「RANGE (レンジ) 7」などの新製品を中心に国内外市場での販売強化に努めました。

しかしながら各製品分野とも、長引く景気低迷の中でメーカー各社の設備投資の急激な抑制及び為替の円高進行の影響を受け販売は伸び悩み、当第3四半期連結会計期間における当事業の外部売上高は1,648百万円、営業損失は100百万円となりました。

所在地別セグメントの状況は、次のとおりであります。

(日本)

当地域の外部顧客に対する売上高は97,425百万円、営業利益は7,517百万円となりました。

情報機器事業では、一般オフィス用カラーMFPにつきましては、中低速領域での商品競争力の一層の強化を図り、モノクロMFPにつきましては、中高速領域に重点をおいた商品競争力の強化に努めました。また、プロダクションプリント用高速MFPにつきましては、超高速モノクロMFPを投入するなど販売拡大に取り組みましたが、当第3四半期連結会計期間においては、国内市場にも金融不安の影響が波及し、これらMFP製品の新規販売は全般に弱含みで推移しました。

オプト事業では、大型液晶テレビ用VA-TACフィルム、BD用ピックアップレンズ、ガラス製ハードディスク基板、コンパクトデジタルカメラ用ズームレンズ及びカメラ付携帯電話向けのマイクロカメラモジュールやレンズユニットなど当事業の主力製品が、いずれも当第3四半期連結会計期間に入ってからメーカー各社の急激な減産調整の影響を受け、販売数量が伸び悩み、収益状況が悪化しました。

メディカル&グラフィック事業の医療・ヘルスケア分野では、フィルム製品の大幅な需要縮小の影響により、フィルム販売数量が減少しました。デジタル機器は、診療所など小規模な医療施設向けの販売拡大に注力し、販売台数は好調に推移しました。一方、印刷分野では、フィルム需要が減少する中、デジタル印刷機の販売拡大に努めましたが、景気悪化に伴う設備投資抑制の影響により、販売は伸び悩みました。

(北米)

当地域の外部顧客に対する売上高は49,180百万円、営業損失が2,774百万円となりました。

情報機器事業では、一般オフィス用カラーMFP、モノクロMFPともに商品競争力の強化に努めました。また、プロダクションプリント用高速MFPにつきましては、超高速モノクロMFPを投入するなど販売拡大に取り組んでまいりました。昨年6月に買収したDanka Office Imaging社の売上が寄与しましたが、長引く金融不安の影響を受けて新規リース契約に対する与信審査が厳格化するなど厳しい状況が続くとともに、世界的な景気減速の中での企業の設備投資に対するマインドの冷え込みもあり、MFP製品の新規販売は全般に弱含みで推移しました。利益面でもDanka Office Imaging社の買収に係るのれん等の償却費用の増加の影響を受けました。

メディカル&グラフィック事業の医療・ヘルスケア分野では、フィルムレス化の進行により、フィルム販売数量が減少しました。デジタル機器は、診療所など小規模な医療施設向けの販売拡大に注力し、販売台数は好調に推移しました。一方、印刷分野では、フィルム需要が減少する中、デジタル印刷機の販売拡大に努めましたが、景気悪化に伴う設備投資抑制の影響により、販売は伸び悩みました。CTPプレートは、生産・販売とも着実に拡大を図っております。

(欧州)

当地域の外部顧客に対する売上高は54,930百万円、営業損失は141百万円となりました。

情報機器事業では、一般オフィス用カラーMFP、モノクロMFPともに商品競争力の強化に努めました。また、プロダクションプリント用高速MFPにつきましては、高速カラーMFPの新製品や超高速モノクロMFPを投入するなど販売拡大に取り組んでまいりました。しかしながら、米国同様、新規リース契約に対する与信審査が厳格化するなど厳しい状況が続くとともに、企業の設備投資に対するマインドの冷え込みもあり、当社が強い基盤を持つ市場ではありますが、MFP製品の新規販売は弱含みで推移し、市況の悪化に伴う価格下落も顕著に見られました。

メディカル&グラフィック事業の医療・ヘルスケア分野では、フィルム市場の縮小の影響により、フィルム販売数量が減少しましたが、デジタル機器は、国別に販売台数の拡大に努めました。一方、印刷分野では、フィルム需要が減少し、フィルム販売は減少しました。

(アジア他)

当地域の外部顧客に対する売上高は12,124百万円、営業利益は1,753百万円となりました。

情報機器事業では、一般オフィス用カラーMFPにつきましては、商品競争力の一層の強化を図り、需要拡大が見込まれる新興国市場を中心に販売拡大に努めた結果、販売台数が増加しました。一方、モノクロMFPにつきましては、販売台数は減少しました。

オプト事業では、中国へ生産展開を進めるお取引先への対応を拡大しました。

メディカル&グラフィック事業の医療・ヘルスケア分野では、為替変動の影響を受け市場が冷込みフィルム製品、デジタル機器とも販売数量は伸び悩みました。

(2) 財政状態の分析

	当第3四半期 連結会計期間末	前連結 会計年度末	増減
総資産 (百万円)	915,847	970,538	△54,690
負債 (百万円)	490,683	552,227	△61,544
純資産 (百万円)	425,164	418,310	6,853
1株当たり純資産額 (円)	799.82	786.20	13.62
自己資本比率 (%)	46.3	43.0	3.3

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比54,690百万円(5.6%)減少の915,847百万円となりました。

流動資産は48,785百万円(8.8%)減少の508,325百万円(総資産比55.5%)となり、固定資産は5,905百万円(1.4%)減少の407,522百万円(総資産比44.5%)となりました。

設備投資の増加や情報機器事業におけるDanka Office Imaging社の買収などの資金需要及び有利子負債の返済により、現金及び預金が前連結会計年度末比28,350百万円減少の60,867百万円となりました。また、前連結会計年度末に増加した受取手形及び売掛金が前連結会計年度末比47,588百万円減少するとともに、未収入金も6,486百万円減少となりました。

一方、たな卸資産は情報機器事業・オプト事業を中心に増加し、前連結会計年度末比10,276百万円増加の143,213百万円となりました。また、在外子会社の会計処理の統一に関する当面の取扱いの適用及び国内のリース取引に関する会計基準の適用に伴い、第1四半期連結会計期間より新たにリース債権及びリース投資資産が13,297百万円計上されました。

有形固定資産については、オプト事業を中心に機械装置及び運搬具が機械装置の税制改正に伴う減価償却費の増加等により10,453百万円の減少となり、また、在外子会社の会計処理の統一に関する当面の取扱いの適用等により貸与資産が8,923百万円減少となったこともあり、前連結会計年度末比15,255百万円減少の230,733百万円となりました。無形固定資産は、主にDanka Office Imaging社の買収によるのれん及びその他無形固定資産の計上に伴い、前連結会計年度末比15,510百万円増加の109,358百万円となりました。また、投資その他の資産は、株式相場の急落による投資有価証券の時価評価による減少8,749百万円を中心に前連結会計年度末比6,159百万円減少の67,430百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末比61,544百万円(11.1%)減少の490,683百万円(総資産比53.6%)となりました。流動負債は30,783百万円(8.4%)減少の334,787百万円(総資産比36.6%)となり、固定負債は30,760百万円(16.5%)減少の155,895百万円(総資産比17.0%)となりました。特に、有利子負債(長短借入金と社債の合計額)については、さらに返済を進めた結果、18,258百万円減少の207,766百万円となりました。また、未払金の減少(14,693百万円)、未払法人税等の減少(13,950百万円)が見られるとともに、フォトイメージング事業に係る事業整理損失引当金は、前連結会計年度末比2,905百万円減少の8,822百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末比6,853百万円(1.6%)増加の425,164百万円(総資産比46.4%)となりました。

利益剰余金は、主として四半期純利益の計上27,348百万円、在外子会社の会計処理の統一に関する当面の取扱いの適用による期首利益剰余金の増加5,210百万円、及び配当金の支払いによる減少9,283百万円などにより、前連結会計年度末比23,257百万円増加の199,941百万円となりました。一方、株式相場の急落によりその他有価証券評価差額金が2,387百万円減少するとともに、為替の大幅な円高に伴い為替換算調整勘定が13,496百万円減少しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末の1株当たり純資産額は799.82円となり、自己資本比率は前連結会計年度末比3.3ポイントアップの46.3%となりました。

なお、当社においては、安定的な流動性確保、資金効率の向上並びに緊急時の流動性補完を目的に、従来総額800億円であったコミットメントライン(特定融資枠契約)を総額1,000億円に増額しております。また、そのうち100億円であったマルチカレンシーライン(複数通貨による特定融資枠契約)は、従来の日本円、USドルに加えユーロも借入可能通貨に設定したうえで500億円に増額し、機能の増強を図っております。加えて、銀行以外の金融機関からの調達も新たに80億円行っております。

(3) キャッシュ・フローの状況

(百万円)

	当第3四半期連結会計期間
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,603
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,005
計 (フリー・キャッシュ・フロー)	△ 4,401
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,239

当第3四半期連結会計期間の連結キャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローが18,603百万円となり、設備投資を中心とした投資活動によるキャッシュ・フローが23,005百万円のマイナスとなった結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは4,401百万円のマイナスとなりました。

一方、財務活動によるキャッシュ・フローは7,239百万円となり、現金及び現金同等物に係る換算差額△6,242百万円の調整を加え、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、101,829百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益751百万円、減価償却費17,791百万円のほか、売上債権、たな卸資産、仕入債務といった運転資本の増減額12,397百万円が増加の主なもの、法人税等の支払い14,303百万円などを差し引きした結果、営業活動によるキャッシュ・フローは18,603百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

戦略事業のオプト事業におけるガラス製ハードディスク基板やTACフィルム等の生産能力増強に係わる投資を中心とした有形固定資産の取得による支出16,158百万円などの結果、投資活動によるキャッシュ・フローは23,005百万円のマイナスとなりました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは4,401百万円のマイナスとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金の支払い5,162百万円がありましたが、資金調達を行なった結果、財務活動によるキャッシュ・フローは7,239百万円となりました。

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当社グループは、「新しい価値の創造」を経営理念に掲げ、イメージングの入出力の領域で新たな感動を創造する革新的な企業グループを目指し、グローバルに事業を展開しております。

経営理念	： 「新しい価値の創造」
経営ビジョン	： 「イメージングの領域で感動創造を与えつづける革新的な企業」 「高度な技術と信頼で市場をリードするグローバル企業」
企業メッセージ	： 「The essentials of imaging」

① 中期経営計画「FORWARD 08」

当社は平成18年5月に、新たな事業付加価値の増大とグループ企業価値の最大化を目指す成長戦略を主旨とする中期経営計画「FORWARD 08」を策定いたしました。本計画は、平成18年度から20年度までの3ヵ年計画であり、以下に掲げる基本方針を骨子としております。

中期経営計画「FORWARD 08」の基本方針

1. グループ総力を挙げての成長を図る

MFP・プリンタやデジタル印刷機、医療機器などを括りとした「機器・サービス事業群」、光学コンポーネントやディスプレイ部材を括りとした「コンポーネント事業群」をグループ成長の両輪と位置づけ、当社グループ各社の枠組みを越えて事業間シナジーを追求し、事業付加価値の増大に取り組んでおります。

2. 新たな企業イメージを構築する

イメージングの領域において、光学・画像・材料・微細加工など当社グループのコア技術を高度に結合させ、お客様のニーズを先取りした革新的かつ高品位な商品とサービスの提供を通じて、当社グループ各社が「お客様のビジネスを成功に導くパートナー」として信頼していただけるよう、技術力・提案力の一層の強化・研鑽に取り組んでおります。

3. グローバルに通用するCSR（企業の社会的責任）経営を推進する

当社グループが将来にわたって持続的に成長を続けていくためには、広く社会から信頼され、「社会にとって必要不可欠な企業グループ」と認められることが重要と考え、グローバルに通用するCSR経営を推進しております。特に、環境対応への社会からの要請が高まる中、当社グループでは省エネ・省資源設計を追求した商品開発や生産、環境に配慮したグリーン調達の推進など、メーカーとしての基本である環境・品質面での取り組みを徹底しております。更には、排出物削減や資源の再活用の推進、有害物質の排出削減など、開発や生産のみならず当社グループの全ての企業活動において常に業界トップクラスを目指した取り組みを展開しております。また、株主・お客様・お取引先・地域社会・従業員など多様なステークホルダーの皆様とのコミュニケーションの強化、社会貢献の充実、コンプライアンスを含む内部統制の強化など、広範囲な取り組みをグローバルに行っております。

② 中期経営計画「FORWARD 08」のブラッシュアップ

当社は、当平成20年度をスタートするにあたり、「中期経営計画「FORWARD 08」のブラッシュアップ」を全面的に行いました。短期的並びに中長期的な視点から各事業領域において重点項目を絞り込み、それらを具体的な時間軸の中でアクションプランに展開して取り組んでおります。数値目標だけにとらわれることなく、将来に向けた当社グループの持続した成長を可能とするために必要となる質的な変革を目指すものであります。

その骨子は以下のとおりです。

1) コア事業の強化・進化：

短期的視点での成長を確実なものにするためには、既存コア事業を更に強化・進化させることが重要と考え、情報機器事業ではカラーMFPでのジャンルトップをより強固なものにすること、また、オプト事業では高性能TACフィルムによる液晶テレビ市場での事業拡大を図ること、などを重点テーマとして取り組んでおります。

2) コア事業周辺領域での業容拡大：

次の成長のステップとしては、コア事業が持つ事業基盤や技術リソースの展開によって、その周辺領域で業容を拡大することが必須と考え、情報機器事業では機器販売のためのソリューションから更に進化させたサービス事業の展開、医療分野ではコンピュータ解析を用いた画像診断支援事業、などの立ち上げに向けた準備を始めております。

3) 将来事業の育成：

更に中長期の視点で当社グループの持続した成長を見据え、当社独自の有機EL技術を用いて照明分野への参入など新たな将来事業の育成にも取り組んでおります。

4) 成長戦略を支える企業体質強化：

これらの施策を実行していく上では、当社グループの企業体質の一層の強化が重要であります。具体的には、以下の3つの側面からの体質強化を重点的に取り組んでおります。

- イ) 開発力や生産力の強化など事業基盤強化
- ロ) 成長を支える企業文化・風土・機能の再構築
- ハ) 強固な財務体質の確立

③ 中期経営計画「FORWARD 08」の進捗状況及び今後の取り組み

本計画の方針に沿った戦略的な投資や事業の取り組みが奏功し、平成18年度及び19年度の2年間は、情報機器事業並びにオプト事業の収益拡大によって売上・利益とも当初目標を上回る実績をあげるなど、本計画は順調に進捗してきました。欧米市場におけるカラーMFPのジャンルトップの確立やプロダクションプリント分野での事業拡大、競争力ある新製品を投入した大型液晶テレビ向け視野角拡大フィルムや他社に先駆けたBD用ピックアップレンズの立ち上げ、垂直磁気記録方式に対応したガラス製ハードディスク基板など、本計画の成長戦略に沿って仕込んできた戦略製品は、それぞれの市場において確固としたポジションを構築しています。

しかしながら、当連結会計年度においては、昨年度来の米国サブプライムローン問題に端を発した金融危機による世界経済の急減速の影響を受け、企業では収益状況が悪化し、大規模な減産調整や設備投資抑制の動きが拡大しています。また、これに伴う先進諸国での雇用不安の高まりや株価の暴落などにより個人消費の冷え込みは一層顕著になっており、世界的な実体経済の悪化は深刻さを増しています。加えて、石油関連製品や銀、アルミなど原材料価格は下落傾向にあるものの、為替の円高水準は依然高止まりの状況にあるなど、当社グループを取り巻く事業環境は今後も一段と厳しさを増すことが想定されます。

情報機器事業では、主力市場である欧米各国での信用収縮や設備投資抑制の早期回復は難しく、MFP製品に対する需要は全般に低調な状況が続くことが予想されます。また、オプト事業では、液晶テレビやBD/DVD製品、パソコン、カメラ付携帯電話など当社の光学部品が搭載されるデジタル家電系製品全般での実需の減速に伴う業界全体のサプライチェーン上での大幅な在庫調整の影響により、通常水準の季節性を大きく超えた受注低迷の状況が予想されます。

このような状況に対処するため、当社は中期経営計画「FORWARD 08」を徹底し、「ジャンルトップ戦略」で注力する事業分野における競争力向上の取り組みを一層強化するとともに、グループをあげて生産性の改善やコストダウンの徹底、投資・費用の削減など、収益力向上並びに財務基盤の強化の両面から当社グループの体質強化に向けた取り組みを加速させてまいりました。

さらにこれらの施策に加えて、当社グループを取り巻く国内外の事業環境が想定以上のスピードと規模で一層悪化している状況に対処するため、生産部門では、需要縮小に対応して国内外拠点の体制及び規模の最適化を、また販売部門では、管理間接業務の効率化による海外販売部門のスリム化など、一部追加施策の前倒し実施を行うことにより、当連結会計年度の業績目標の達成と来期における収益性改善に向けた構造改革に取り組んでまいります。

また、円高に対応した現地販売価格の引上げや不採算・低採算分野の峻別を進め、収益性の改善を図ると共に、高収益分野や事業拡大が見込まれる分野へは積極的に新製品・新商材を投入するなど、当社グループの将来成長を確保するための施策を今後も継続的に実行してまいります。

(将来に関する記述等についてのご注意)

なお、上記の将来に関する記述は、当社が計画策定時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、リスクや不確定要素を含んだものです。実際の業績は当社を取り巻く経済情勢、市場の動向、為替レートの変動など様々な重要な要素により、大きく異なる可能性があります。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は20,870百万円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況について重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充のうち完了したものは、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	会社名（所在地）	主な設備の内容	金額 (百万円)	完了年月
情報機器事業	コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社 (東京都千代田区)	金型、IT関連	3,577	平成20年10月～12月
オプト事業	コニカミノルタオプト株式会社 (東京都八王子市)	光学デバイス、液晶フィルム生産設備	1,850	平成20年10月～12月
	Konica Minolta Optical Products(SHANGHAI)Co.,Ltd. (上海市 中国)	光学デバイス生産設備	289	平成20年10月～12月
	Konica Minolta Opto(DALIAN)Co.,Ltd. (大連市 中国)	光学デバイス生産設備	270	平成20年10月～12月
メディカル&グラフィック事業	コニカミノルタエムジー株式会社 (東京都日野市)	医療用機器、材料生産設備	367	平成20年10月～12月
その他事業	コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社 (東京都日野市)	研究開発用設備	287	平成20年10月～12月
全社	コニカミノルタホールディングス株式会社 (東京都千代田区)	建物、IT関連	557	平成20年10月～12月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	531,664,337	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所	単元株式数は500株でありま す。
計	531,664,337	同左	—	—

(注) 東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定ならびに平成17年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成17年8月23日に無償で発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	302 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	151,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年8月23日～平成37年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。 ②前記①にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えていなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。 ③新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。 ④新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成18年8月16日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を平成18年9月1日に発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	197	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,500	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年9月2日～平成38年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額	1,454 727
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。 ②前記①にかかわらず、平成37年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。 ③新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。 ④新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成19年8月7日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成19年8月22日に発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	225	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112,500	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年8月23日～平成39年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額	1,635 818
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合(但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年7月1日より平成39年6月30日まで

- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成20年7月22日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成20年8月18日に発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	256	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	128,000	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日～平成40年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額	1,419 710
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合(但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。

(a) 平成39年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年7月1日より平成40年6月30日まで

- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

②新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2009年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,793,103
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,175 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日～平成21年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,175 資本組入額 1,088
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当ありません。
代用払込みに関する事項	新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしております。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権付社債の残高(百万円)	30,091

(注) 1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整しております。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数を指しております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整しております。

- 2 (1) 当社が組織再編等を行う場合、(i) その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらに(必要な場合において)受託会社が既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項及び信託証書に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならないとされております。「承継会社等」とは、組織再編等(株式交換又は株式移転を除く。)における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社並びに株式交換又は株式移転の場合における当社の親会社となる会社を総称していうものとしております。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとしております。

(a) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数としております。

- (b) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式としております。
 - (c) 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記1と同様な調整に服することとなっております。
 - イ 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにしております。
 - ロ 合併、株式交換及び株式移転を除く組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。
 - (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額としております。
 - (e) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は当該効力発生日よりも後に上記(1)若しくは下記(3)に定める一定の措置の効力が生じる場合には、当該措置の効力発生日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとしております。
 - (f) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないこととなっております。
 - (g) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額といたします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (h) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。
 - (i) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できないこととしております。
- (3) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、若しくは構築可能でないか、又は、(必要な場合において) 受託会社がこれについて合意していないか、又は(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できないことを受託会社に証明した場合で、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上それが可能である場合には、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供することを企図したスキームの申し出を行い、及び/又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとしております。なお、当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならないとしております。

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	8,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,785,564
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,383 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日～平成28年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,383 資本組入額 1,192
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当ありません。
代用払込みに関する事項	新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしております。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権付社債の残高(百万円)	40,000

(注) 1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整しております。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数を指しております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整しております。

- 2 (1) 当社が組織再編等を行う場合、(i) その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらに(必要な場合において)受託会社が既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項及び信託証書に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならないこととされております。「承継会社等」とは、組織再編等(株式交換又は株式移転を除く。)における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社並びに株式交換又は株式移転の場合における当社の親会社となる会社を総称するというものとしております。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとしております。
- (a) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数としております。
- (b) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式としております。

- (c) 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記1と同様な調整に服することとなっております。
- イ 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにしております。
- ロ 合併、株式交換及び株式移転を除く組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。
- (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額としております。
- (e) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は当該効力発生日よりも後に上記(1)若しくは下記(3)に定める一定の措置の効力が生じる場合には、当該措置の効力発生日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとしております。
- (f) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないこととなっております。
- (g) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額といたします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (h) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。
- (i) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1円未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できないこととしております。
- (3) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、若しくは構築可能でないか、又は、(必要な場合において) 受託会社がこれについて合意していないか、又は(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できないことを受託会社に証明した場合で、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上それが可能である場合には、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供することを企図したスキームの申し出を行い、及び/又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとしております。なお、当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならないとしております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日	—	531,664,337	—	37,519	—	135,592

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(共同保有)：平成19年12月10日、テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド(共同保有)：平成20年5月15日、フィデリティ投信株式会社(共同保有)：平成20年10月15日、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社(共同保有)：平成20年7月28日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数(千株)	株券等の保有割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(共同保有)	東京都千代田区丸の内2-7-1	51,715	9.72
テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド(共同保有)	7 Temasek Boulevard, #38-03 Suntec Tower One, Singapore 038987	35,041	6.59
フィデリティ投信株式会社(共同保有)	東京都港区虎ノ門4-3-1	34,994	6.58
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社(共同保有)	東京都渋谷区広尾1-1-39	33,959	6.39

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,290,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 527,861,500	1,055,723	—
単元未満株式	普通株式 2,512,837	—	1単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	531,664,337	—	—
総株主の議決権	—	1,055,723	—

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に29,500株(議決権59個)、「単元未満株式」欄の普通株式に436株含まれております。

2 当社所有の自己保有株式が、「単元未満株式」欄の普通株式に209株含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) コニカミノルタ ホールディングス(株)	東京都千代田区丸の内 1-6-1	1,290,000	—	1,290,000	0.24
計	—	1,290,000	—	1,290,000	0.24

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,649	1,997	2,065	1,895	1,795	1,471	1,181	818	739
最低(円)	1,351	1,463	1,783	1,705	1,467	1,092	471	543	585

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,867	89,218
受取手形及び売掛金	※4 187,273	234,862
リース債権及びリース投資資産	13,297	—
有価証券	41,000	33,000
たな卸資産	※2 143,213	※2 132,936
繰延税金資産	31,383	37,086
未収入金	7,798	14,284
その他	28,174	21,330
貸倒引当金	△4,683	△5,608
流動資産合計	508,325	557,110
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	70,642	71,815
機械装置及び運搬具（純額）	75,635	86,088
工具、器具及び備品（純額）	26,916	26,846
土地	34,897	35,961
リース資産（純額）	159	—
建設仮勘定	11,329	5,201
貸与資産（純額）	11,153	20,076
有形固定資産合計	※1 230,733	※1 245,989
無形固定資産		
のれん	82,086	75,809
その他	27,271	18,038
無形固定資産合計	109,358	93,848
投資その他の資産		
投資有価証券	19,902	28,651
長期貸付金	458	430
長期前払費用	2,904	3,589
繰延税金資産	32,357	28,604
その他	12,351	12,743
貸倒引当金	△544	△430
投資その他の資産合計	67,430	73,589
固定資産合計	407,522	413,427
資産合計	915,847	970,538

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※4 103,090	109,413
短期借入金	76,602	93,875
1年内返済予定の長期借入金	14,314	6,363
1年内償還予定の社債	30,091	5,000
未払金	39,592	54,286
未払費用	28,954	33,355
未払法人税等	2,499	16,449
賞与引当金	6,367	15,121
役員賞与引当金	137	257
製品保証引当金	1,941	4,342
事業整理損失引当金	8,822	11,727
設備関係支払手形	※4 2,733	2,070
その他	19,639	13,307
流動負債合計	334,787	365,570
固定負債		
社債	40,000	70,166
長期借入金	46,757	50,620
再評価に係る繰延税金負債	3,889	4,010
退職給付引当金	57,316	53,367
役員退職慰労引当金	501	544
その他	7,431	7,946
固定負債合計	155,895	186,656
負債合計	490,683	552,227
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,519	37,519
資本剰余金	204,140	204,140
利益剰余金	199,941	176,684
自己株式	△1,658	△1,340
株主資本合計	439,943	417,003
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	525	2,913
繰延ヘッジ損益	△393	△319
為替換算調整勘定	△15,928	△2,431
評価・換算差額等合計	△15,796	162
新株予約権	409	286
少数株主持分	608	858
純資産合計	425,164	418,310
負債純資産合計	915,847	970,538

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	746,632
売上原価	399,632
売上総利益	347,000
販売費及び一般管理費	※1 283,614
営業利益	63,385
営業外収益	
受取利息	1,552
受取配当金	518
持分法による投資利益	71
その他	4,525
営業外収益合計	6,668
営業外費用	
支払利息	4,055
為替差損	7,717
その他	4,192
営業外費用合計	15,965
経常利益	54,088
特別利益	
固定資産売却益	116
投資有価証券売却益	6
関係会社株式売却益	※2 2,803
事業譲渡益	※2 3,063
事業整理損失引当金戻入額	367
その他	※3 458
特別利益合計	6,815
特別損失	
固定資産除売却損	1,552
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	3,901
減損損失	261
事業構造改善費用	※4 2,534
退職給付制度改定損	※5 2,046
特別損失合計	10,295
税金等調整前四半期純利益	50,608
法人税等	23,255
少数株主利益	3
四半期純利益	27,348

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	213,661
売上原価	109,889
売上総利益	103,772
販売費及び一般管理費	※1 89,057
営業利益	14,714
営業外収益	
受取利息	403
受取配当金	158
持分法による投資利益	17
その他	370
営業外収益合計	950
営業外費用	
支払利息	1,174
為替差損	7,069
その他	1,210
営業外費用合計	9,454
経常利益	6,210
特別利益	
固定資産売却益	13
投資有価証券売却益	0
特別利益合計	13
特別損失	
固定資産除売却損	467
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	3,858
減損損失	6
事業撤退損	18
事業構造改善費用	※2 1,120
特別損失合計	5,472
税金等調整前四半期純利益	751
法人税等	2,683
少数株主損失(△)	△0
四半期純損失(△)	△1,931

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

		当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益		50,608
減価償却費		51,723
減損損失		261
のれん償却額		6,460
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		42
受取利息及び受取配当金		△2,071
支払利息		4,055
固定資産除売却損益 (△は益)		1,436
投資有価証券売却及び評価損益 (△は益)		3,895
関係会社株式売却及び評価損益 (△は益)		△2,803
事業譲渡損益 (△は益)		△3,063
事業整理損失引当金戻入額		△367
事業構造改善費用		2,534
退職給付制度改定損		2,046
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△8,615
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		5,021
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)		△2,905
売上債権の増減額 (△は増加)		29,242
たな卸資産の増減額 (△は増加)		△21,168
仕入債務の増減額 (△は減少)		12,156
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△389
リース資産減損勘定の取崩額		△106
貸与資産振替による減少額		△4,681
その他		△4,567
小計		118,747
利息及び配当金の受取額		2,056
利息の支払額		△3,882
特別退職金の支払額		△105
法人税等の支払額		△34,225
営業活動によるキャッシュ・フロー		82,590

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△50,217
有形固定資産の売却による収入	1,511
無形固定資産の取得による支出	△5,260
事業譲渡による収入	4,585
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	3,177
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△27,987
貸付けによる支出	△239
貸付金の回収による収入	183
投資有価証券の取得による支出	△988
投資有価証券の売却による収入	18
その他の投資による支出	△1,012
その他	42
投資活動によるキャッシュ・フロー	△76,187
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△5,944
長期借入れによる収入	8,348
長期借入金の返済による支出	△4,183
社債の償還による支出	△5,000
リース債務の返済による支出	△1,661
自己株式の売却による収入	215
自己株式の取得による支出	△656
配当金の支払額	△9,135
少数株主への配当金の支払額	△268
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,286
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,972
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△20,856
現金及び現金同等物の期首残高	122,187
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	498
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 101,829

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より持分法適用子会社であったKonica Minolta Business Solutions Russia LLC、非連結子会社であったKonica Minolta Business Solutions Greece S.A.、Konica Minolta Business Solutions Romania s.r.l.は重要性が増したため、連結子会社としております。

Konica Minolta Danka Imaging Company、Konica Minolta Business Solutions (Ideal) Ltd.は買収により新規に連結子会社としております。また当第3四半期連結会計期間において、Konica Minolta Business Solutions Nederland B.V.、Develop Nederland B.V.、Holding Kantoor Communicatiesystemen B.V.、Flexi Technologies B.V.は買収により新規に連結子会社としております。

第1四半期連結会計期間において、Konica Minolta Business Solutions (WUHAN) Co., Ltd.は清算終了により、Konica Minolta Headquarters North America, Inc.は連結子会社であるKonica Minolta Holdings U.S.A., Inc.が吸収合併したため、Konica Minolta Printing Solutions Nordic ABは連結子会社であるKonica Minolta Business Solutions Sweden ABが吸収合併したため、コニカミノルタアイディーシステム(株)は売却により、連結子会社から除外しております。第2四半期連結会計期間において、Konica Minolta Manufacturing U.S.A., Inc.、Konica Minolta Photo Imaging Malaysia Sdn. Bhd.は清算終了により、連結子会社から除外しております。また当第3四半期連結会計期間において、Plankopie Gesellschaft fur Burosysteme (Monchengladbach) mbHは連結子会社であるKonica Minolta Business Solutions Deutschland GmbHが吸収合併したため、Konica Minolta Photo Imaging (UK) Ltd.は清算終了により連結子会社から除外しております。

(2) 変更後の連結子会社の数 109社

2 持分法の適用に関する事項の変更

(1) 持分法適用非連結子会社

① 持分法適用非連結子会社の変更

第1四半期連結会計期間において、Konica Minolta Business Solutions Russia LLCは連結子会社への区分変更により、持分法の適用から除外しております。また第2四半期連結会計期間において、Konica Minolta Photo Imaging (Thailand) Co., Ltd.は清算終了により持分法の適用から除外しております。

② 変更後の持分法適用非連結子会社の数 6社

(2) 持分法適用関連会社

当第3四半期連結累計期間において、持分法適用関連会社に変更はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち、決算日が12月31日であったVeenman Deutschland GmbHについては、同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整をおこなってまいりましたが、決算日を3月31日に変更したことにより、当第3四半期連結累計期間については、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの12ヶ月間を連結しております。また、決算日が12月31日であったKonica Minolta Business Solutions Greece S.A.については、第1四半期連結会計期間より連結子会社とするにあたって、決算日を3月31日に変更したことにより、当第3四半期連結累計期間については、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの12ヶ月間を連結しております。

4 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を適用し、評価基準及び評価方法については、主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間における売上総利益及び営業利益が1,364百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が111百万円それぞれ減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響額は軽微であります。また、当第3四半期連結貸借対照表への主な影響としては、「リース債権及びリース投資資産」が13,297百万円増加しております。

(3) リース取引に関する会計基準等の適用

(借主側)

当社及び国内連結子会社は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。

四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、従来、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に計上されていたリース料のうち、リース債務の返済相当額の支払は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に計上する方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結キャッシュ・フロー計算書への影響額は軽微であります。

(4) サービス費用の計上区分

従来、一部の連結子会社についてはMFP（デジタル複合機）等のサービス売上高に対応したサービス費用を「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、当連結会計年度より適用となる内部統制報告制度の導入を契機に当社グループの会計方針の整備を行った結果、第1四半期連結会計期間より当該費用の計上を「売上原価」に統一しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間における売上総利益が21,832百万円減少しております。

(5) たな卸資産廃棄損の計上区分

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が国内連結子会社に適用されるのを契機に当社グループの会計方針の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、たな卸資産廃棄損の計上を「売上原価」に統一しました。

これにより当該費用を「営業外費用」に計上しておりました一部の海外連結子会社についても「売上原価」に計上する方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間における売上総利益及び営業利益が1,842百万円それぞれ減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1	<p>一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第3四半期連結会計期末の一般債権の貸倒見積高算定に関しては、貸倒実績率に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
2	<p>棚卸資産の評価方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸残高に基づき、合理的方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
3	<p>繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
税金費用の計算	<p>当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
重要な減価償却資産の償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）に伴い、法定耐用年数及び資産区分が見直されました。これにより当社及び国内連結子会社の機械装置については、第1四半期連結会計期間より、改正後の法人税法に基づく法定耐用年数及び資産区分による償却方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間における営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益が、それぞれ4,740百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
※1	有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 413,965 百万円	※1	有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 413,324 百万円
※2	商品及び製品 90,009 百万円 仕掛品 26,779 〃 原材料及び貯蔵品 26,425 〃	※2	商品及び製品 84,286 百万円 仕掛品 23,120 〃 原材料及び貯蔵品 25,530 〃
3	保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入やリース債務等に対し、2,031百万円の債務保証を行っております。 上記の外、取引先の金融機関からの借入に対し、28百万円の保証予約を行っております。	3	保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入やリース債務等に対し、3,189百万円の債務保証を行っております。 上記の外、取引先の金融機関からの借入に対し、76百万円の保証予約を行っております。
※4	四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 1,197 百万円 支払手形 2,584 〃 設備関係支払手形 5 〃		

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 9,578 百万円 運送保管料 15,924 〃 広告宣伝費 14,139 〃 給料賃金 61,656 〃 賞与引当金繰入額 2,561 〃 研究開発費 62,732 〃 減価償却費 11,994 〃 退職給付費用 4,081 〃 貸倒引当金繰入額 832 〃
※2	関係会社株式売却益及び事業譲渡益は、メディカル&グラフィック事業に属する国内子会社及び同関連事業資産を当社グループ外に譲渡したことによるものであります。
※3	その他の特別利益は、米国の販売子会社における米国州法に基づく返還義務額等の減額によるものであります。
※4	事業構造改善費用は、主にドイツ子会社における組織及び拠点の再編に伴う退職金等、並びにメディカル&グラフィック事業における事業再編費用によるものであります。
※5	退職給付制度改定損は、国内子会社における退職給付制度変更に伴う過去勤務債務の一括処理によるものであります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 2,828 百万円 運送保管料 4,831 〃 広告宣伝費 3,883 〃 給料賃金 18,990 〃 賞与引当金繰入額 2,561 〃 研究開発費 20,824 〃 減価償却費 4,024 〃 退職給付費用 1,287 〃 貸倒引当金繰入額 334 〃
※2	事業構造改善費用は、主にドイツ子会社における組織及び拠点の再編に伴う退職金等、並びにメディカル&グラフィック事業における事業再編費用によるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	60,867百万円
有価証券	41,000 〃
計	101,867百万円
預入期間が3か月超の定期預金	△ 38 〃
現金及び現金同等物	101,829百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び
当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	531,664,337

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,362,801

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	339,000	409

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月9日 取締役会	普通株式	3,979	7.50	平成20年3月31日	平成20年5月28日	利益剰余金
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	5,303	10.00	平成20年9月30日	平成20年11月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、
配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	37,519	204,140	176,684	△ 1,340	417,003
当第3四半期連結会計期間末までの変動額					
剰余金の配当			△ 9,283		△ 9,283
四半期純利益			27,348		27,348
連結範囲の異動 ※1			96		96
在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 ※2			5,210		5,210
自己株式の取得				△ 656	△ 656
自己株式の処分			△ 115	338	223
当第3四半期連結会計期間末までの変動額合計	—	—	23,257	△ 318	22,939
当第3四半期連結会計期間末残高	37,519	204,140	199,941	△ 1,658	439,943

※ 1 新規連結により利益剰余金が96百万円増加しております。

※ 2 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な処理を行っております。これにより利益剰余金が5,210百万円増加しております。

(リース取引関係)

既存分のリース取引で所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

区分	種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	USドル	33,284	—	31,066	2,217
	ユーロ	25,824	—	23,358	2,465
	買建				
	USドル	13,072	—	11,609	△ 1,463
	ユーロ	436	—	386	△ 49
	その他	161	—	150	△ 10
	計	72,779	—	66,571	3,159
	通貨スワップ取引				
受取USドル/支払円	40,736	—	6,144	6,144	
計	40,736	—	6,144	6,144	

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引については、先物為替相場によっております。

通貨スワップ取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計及び特例処理が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(2) 金利関連

区分	種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引				
	支払固定/受取変動	10,236	10,236	△286	△286

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計及び特例処理が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	情報機器 事業 (百万円)	オプト 事業 (百万円)	メディカ ル&グラ フィック 事業 (百万円)	計測機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	142,462	37,072	28,397	1,648	4,080	213,661	—	213,661
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	993	303	915	177	13,892	16,282	(16,282)	—
計	143,456	37,376	29,312	1,825	17,972	229,943	(16,282)	213,661
営業費用	128,070	36,906	27,999	1,925	17,073	211,975	(13,029)	198,946
営業利益(△営業損失)	15,385	469	1,313	△100	899	17,967	(3,253)	14,714

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	情報機器 事業 (百万円)	オプト 事業 (百万円)	メディカ ル&グラ フィック 事業 (百万円)	計測機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	486,244	146,512	94,631	6,574	12,668	746,632	—	746,632
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,261	843	1,967	500	45,036	51,609	(51,609)	—
計	489,506	147,356	96,599	7,075	57,705	798,242	(51,609)	746,632
営業費用	441,800	127,923	92,429	6,660	55,162	723,976	(40,728)	683,247
営業利益	47,705	19,432	4,170	414	2,543	74,266	(10,880)	63,385

(注) 1 事業区分の方法：製品の種類・販売市場の類似性、事業及び事業管理の実態に基づき、情報機器事業、オプト事業、メディカル&グラフィック事業、計測機器事業及びその他事業の5つのセグメントに区分しております。

2 各事業に属する主要製品の名称

事業区分	主要製品
情報機器事業	MFP、プリンタ 他
オプト事業	光学デバイス、電子材料 他
メディカル&グラフィック事業	医療、印刷用製品 他
計測機器事業	産業用、医用計測機器 他
その他事業	上記製品群に含まれないもの

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、当第3四半期連結会計期間では7,284百万円、当第3四半期連結累計期間では23,174百万円であり、その主なものは、純粋持株会社の基礎的研究費及び本社機能に係る費用であります。

4 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を適用し、評価基準及び評価方法については、主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業費用は、情報機器事業で474百万円、オプト事業で722百万円、メディカル&グラフィック事業で149百万円、その他事業で27百万円増加し、営業利益が同額減少し、また計測機器事業で営業費用が8百万円減少し、営業利益が同額増加しております。

(2) たな卸資産廃棄損の計上区分

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が国内連結子会社に適用されるのを契機に当社グループの会計方針の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、たな卸資産廃棄損の計上を「売上原価」に統一しました。これにより、当該費用を「営業外費用」に計上しておりました一部の海外連結子会社についても「売上原価」に計上する方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業費用は、情報機器事業で1,336百万円、オプト事業で298百万円、メディカル&グラフィック事業で187百万円、計測機器事業で10百万円、その他事業で8百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

5 有形固定資産の償却の方法の変更

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、機械装置については、改正後の法人税法に基づく耐用年数及び資産区分による償却方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業費用は、情報機器事業で327百万円、オプト事業で4,371百万円、メディカル&グラフィック事業で39百万円、計測機器事業で1百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	97,425	49,180	54,930	12,124	213,661	—	213,661
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	69,007	573	460	46,349	116,390	(116,390)	—
計	166,433	49,754	55,390	58,473	330,052	(116,390)	213,661
営業費用	158,915	52,528	55,532	56,720	323,697	(124,750)	198,946
営業利益(△営業損失)	7,517	△2,774	△141	1,753	6,355	(△8,359)	14,714

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	345,836	165,229	193,179	42,387	746,632	—	746,632
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	227,397	2,039	1,727	152,608	383,773	(383,773)	—
計	573,233	167,269	194,907	194,996	1,130,406	(383,773)	746,632
営業費用	509,166	171,991	195,005	190,004	1,066,167	(382,920)	683,247
営業利益(△営業損失)	64,066	△4,722	△98	4,991	64,238	(852)	63,385

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
- (1) 北米……………米国、カナダ
- (2) 欧州……………ドイツ、フランス、イギリス
- (3) アジア他……オーストラリア、中国、シンガポール
- 3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、当第3四半期連結会計期間では7,284百万円、当第3期連結累計期間では23,174百万円であり、その主なものは、純粋持株会社の基礎的研究費及び本社機能に係る費用であります。
- 4 会計処理基準に関する事項の変更
- (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用
- 国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を適用し、評価基準及び評価方法については、主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。
- この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業費用は、日本で1,364百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
- (2) たな卸資産廃棄損の計上区分
- 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が国内連結子会社に適用されるのを契機に当社グループの会計方針の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、たな卸資産廃棄損の計上を「売上原価」に統一しました。
- これにより当該費用を「営業外費用」に計上しておりました一部の海外連結子会社についても「売上原価」に計上する方法に変更しております。
- この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業費用は、北米で669百万円、欧州で896百万円、アジア他で275百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
- 5 有形固定資産の償却の方法の変更
- 当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、機械装置については、改正後の法人税法に基づく耐用年数及び資産区分による償却方法に変更しております。
- この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業費用は、日本で4,740百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	北 米	欧 州	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	50,036	60,435	42,036	152,508
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	213,661
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	23.4	28.3	19.7	71.4

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	北 米	欧 州	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	169,672	212,555	161,822	544,051
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	746,632
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.7	28.5	21.7	72.9

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………ドイツ、フランス、イギリス

(3) アジア他……オーストラリア、中国、シンガポール

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 799.82円	1株当たり純資産額 786.20円

2 1株当たり四半期純利益金額・純損失金額、及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	51.55円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	48.61円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額(百万円)	27,348
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	27,348
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	530,484
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円) 受取利息(税額相当額控除後)	△52
四半期純利益調整額(百万円)	△52
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) 転換社債型新株予約権付社債 新株予約権	30,578 432
普通株式増加数(千株)	31,011
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	3.64円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失金額(百万円)	1,931
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	1,931
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	530,396
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年10月30日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

①配当金の総額	5,303百万円
②1株当たりの配当額	10円00銭
③支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年11月27日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

コニカミノルタホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前野 充次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森本 泰行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【会社名】 コニカミノルタホールディングス株式会社

【英訳名】 KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長 太田 義 勝

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役 松 本 泰 男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役代表執行役社長太田義勝及び当社最高財務責任者松本泰男は、当社の第105期第3四半期(自平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。